

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	令和4年3月30日
【事業年度】	第65期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
【会社名】	松山観光ゴルフ株式会社
【英訳名】	MATSUYAMAKANKO GOLF.Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 啓 三
【本店の所在の場所】	愛媛県東温市松瀬川乙997番地
【電話番号】	(089)966 - 2100(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 支配人 吉 田 則 彦
【最寄りの連絡場所】	愛媛県東温市松瀬川乙997番地
【電話番号】	(089)966 - 2100(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 支配人 吉 田 則 彦
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		平成29年12月	平成30年12月	令和元年12月	令和 2 年12月	令和 3 年12月
売上高	(千円)	274,417	282,377	291,532	278,703	297,861
経常利益	(千円)	21,560	7,413	24,346	16,973	32,165
当期純利益	(千円)	9,015	5,916	22,112	8,951	29,434
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	353,475	353,475	353,475	353,475	353,475
発行済株式総数	(株)	3,093	3,093	3,093	3,093	3,093
純資産額	(千円)	540,533	546,449	568,562	577,513	606,948
総資産額	(千円)	1,485,390	1,448,850	1,429,844	1,432,197	1,440,051
1株当たり純資産額	(円)	174,760.19	176,673.03	183,822.30	186,716.28	196,232.87
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	2,914.92	1,912.84	7,149.28	2,893.97	9,516.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	36.3	37.7	39.7	40.3	42.1
自己資本利益率	(%)	1.6	1.0	3.9	1.5	4.9
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	42,708	54,623	62,607	55,181	91,701
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	5,397	736	7,140	28,070	1,743
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	22,904	50,264	52,318	21,033	67,088
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	26,583	30,205	33,354	39,432	62,301
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(人)	21 〔 10〕	23 〔 12〕	22 〔 12〕	21 〔 12〕	21 〔 12〕
株主総利回り (比較指標：)	(%) (%)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
最高株価	(円)	—	—	—	—	—
最低株価	(円)	—	—	—	—	—

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社に対する投資がないため記載していない。

4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

5 当社の株式は非上場及び非登録につき、時価が不明であるため、株価収益率については記載していない。

6 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価は当社株式は非上場のため記載していない。

2 【沿革】

昭和32年 6月 愛媛県温泉郡川内町大字松瀬川乙997番地にて松山観光ゴルフ株式会社を設立し、ゴルフ場設備全てを松山ゴルフ倶楽部に賃貸して営業開始。

昭和38年 1月 松山ゴルフ倶楽部より営業全部の譲受。

昭和39年11月 9ホール増設、新クラブハウス建築。

昭和39年11月 食堂経営を株式会社三越松山支店に委託。

平成20年 3月 クラブハウス改築。

平成25年 4月 松山ゴルフ倶楽部太陽光発電所落成。

平成25年 4月 松山ゴルフ倶楽部太陽光発電所売電開始(4月26日)。

平成27年 9月 松山ゴルフ倶楽部太陽光発電所増設(9月29日)。

令和 2 年 9月 食堂経営を有限会社みふな屋に委託。

3 【事業の内容】

当社は、関係会社がないので、企業集団等の概況に関する記載は省略している。また、セグメントについては、平成25年 4月からゴルフ場事業に加えて、太陽光発電事業を開始したので、これらの二つの事業を記載している。

以上により、当社の事業内容について記載する。

(1) ゴルフ場事業

当社は、四国ゴルフ連盟加入の18ホールコースによるゴルフ場を経営しており、アウトコース400,858㎡(公簿)及びインコース335,188㎡(公簿)の土地を保有し、収容能力は1日当たり200人である。附随する業務として売店及び食堂を経営しており、収入比率を示すと次のとおりである。

種別	第64期 (令和 2 年 1 月～令和 2 年12月)			第65期 (令和 3 年 1 月～令和 3 年12月)		
		(売上高)			(売上高)	
ゴルフ営業	98.4 %	(売上高)	205,488千円	98.4 %	(売上高)	224,597千円
売店営業	0.2 %	(売上高)	403千円	0.1 %	(売上高)	247千円
食堂営業	1.4 %	(売上高)	2,875千円	1.5 %	(売上高)	3,453千円
計	100.0 %	(合 計)	208,768千円	100.0 %	(合 計)	228,298千円

当社は、附属機関として松山ゴルフ倶楽部を併設し令和 3 年12月31日現在 1,300 名の会員を擁して会社業務の円滑化と株主会員相互の親睦を図るとともに各種の競技会の運営、その他の会務を担当している。

< 会員内訳 >

名誉会員	1 名
全日会員	1,276名
婦人会員	6 名
家族会員	2 名
平日会員	15名
	1,300名

(2) 太陽光発電事業

平成25年 4月26日に992Kwの太陽光発電設備が完成し、その日から四国電力(株)への売電を開始している。

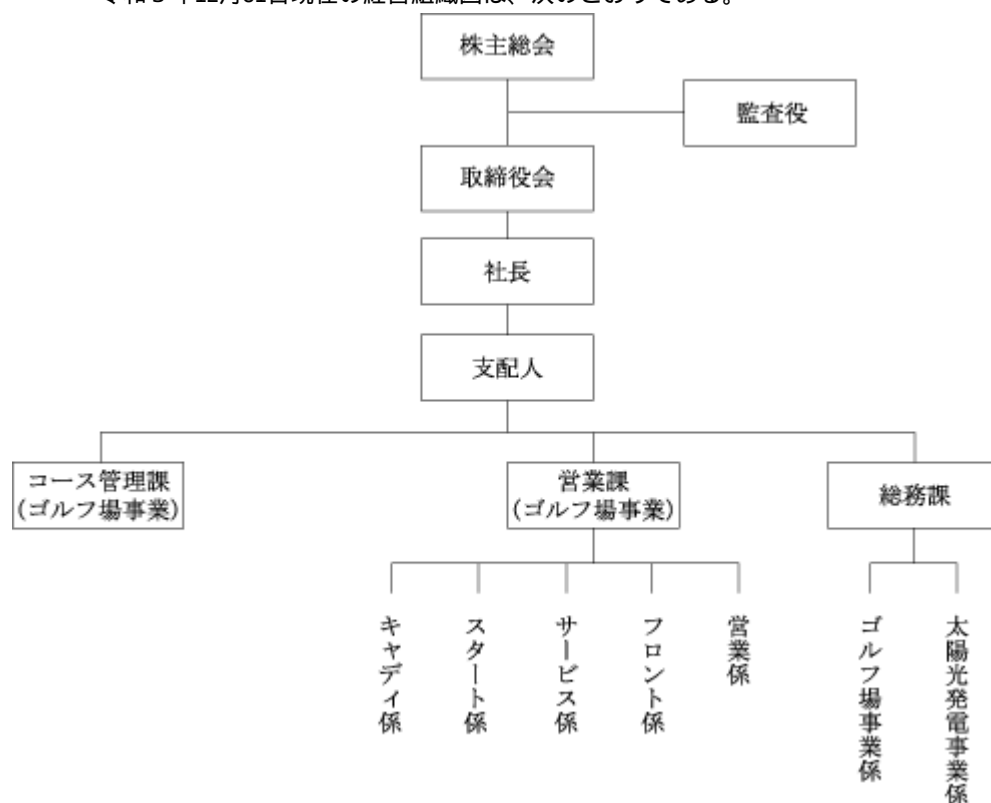
平成27年 9月29日に太陽光発電を438.4Kw増設し、1,430.4Kwの発電能力とした。

種別	第64期 (令和 2 年 1 月～令和 2 年12月)		第65期 (令和 3 年 1 月～令和 3 年12月)	
		(売上高)		(売上高)
太陽光発電事業	100.0%	69,935千円	100.0%	69,563千円

(注) 太陽光発電量の全量を四国電力(株)へ売電している。

(3)経営組織図

令和3年12月31日現在の経営組織図は、次のとおりである。



4 【関係会社の状況】

該当事項なし

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
21 (12)	55.4	7.0	2,736

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()外数で記載している。
 2 当社は、ゴルフ場事業及び太陽光発電事業を営んでいるが、太陽光発電事業の専担者はいない。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(2) 労働組合の状況

名称	全国一般愛媛地方労働組合松山支部松山観光ゴルフ分会		
結成年月日	昭和48年 9 月		
所属団体	全国一般愛媛地方労働組合松山支部		
組合員数	令和 3 年12月31日現在	1 名	
特記すべき事項	特になし		

会社と組合との間における交渉は、就業規則を基準として行われ改正妥結の都度労働協定書を締結している。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものである。

< ゴルフ場事業部門 >

(1) 現状の認識について

ゴルフ場業界の事業環境は、ゴルフ人口減少により厳しさは増している。ここ1～2年はコロナの影響を受けているものの入場者数は回復傾向にあるが、今後は不透明な状況である。そのような中、同業他社との競合は価格競争を中心に厳しさを増しており、対策としてサービス面の向上とともに経費削減に努め堅実経営に徹することが重要である。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

コースの改良・メンテナンスに注力しているものの、まだまだ課題は多く、コース整備に努めるとともにソフト面・サービス面の充実に注力していきたい。顧客満足度向上イコール営業力アップと考えている。

(3) 対処方針

ゴルフ人口の減少とともに周辺ゴルフ場の低価格攻勢が目につくが、60年余かけて培った独自の優位性を出して差別化を果したい。

(4) 具体的な取組状況等

メンバーにはクラブライフを実感できるきめ細かな施策を提供し、ビジターには周辺ゴルフ場には無いコースの整備状況とゴルフ場らしい雰囲気味わってもらおう。

< 太陽光発電事業部門 >

- (1) 平成25年4月26日から売電を開始した太陽光発電事業は、平成27年に増設工事を行い平成27年9月29日に完成した。工事完成に伴い、従来の発電設備992Kwに438.4Kwを増設し、1,430.4Kwとなった。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況・経営の状況等に関する事項のうち、ゴルフ場事業部門に関して投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。なお、文中における将来に関する事項は、別段記載がない限り当事業年度末（令和3年12月31日現在）において、当社が判断したものである。なお、太陽光発電事業部門については売電価格が法律により定められており、事業等のリスクは僅かであると判断している。

(1) 景気感応度のリスク

ゴルフ場業界は典型的なレジャー産業であり、一般的に景気動向の影響を受けやすい。したがって、景気低迷は来場者数の減少となり、即売上高を減少させるリスクである。なお、周辺ゴルフ場の低価格攻勢による過当競争は、収益面に大きく影響するリスクとなる。

(2) 季節変動性のリスク

ゴルフ場事業は季節変動性があり、来場者数は季節に応じて振幅が大きく、一般的に春・秋は来場者数が多く、夏・冬に落ち込む傾向がある。したがって、人員配置等の効率追求が難しく、また固定費割合が大きいゴルフ場にとって大きな季節の繁閑差は、資金繰り上の影響が大きいリスクとなる。

(3) 天候のリスク

ゴルフ場事業は典型的な「お天気産業」であり、降雨、降雪、台風等の天候要因によって来場者数が増減するリスクがある。また、台風による影響は営業面のリスクに止まらず、直撃された場合の施設・コースの損壊被害の懸念もあり、予想外の修繕費が発生するリスクがある。

(4) 会員の高齢化のリスク

現在の会員の平均年齢は65歳を超えており、会員の年間来場回数が減少していく傾向にある。今後、会員の高齢化が進むと来場者数が減少するリスクがある。

(5) 労働集約的産業のリスク

ゴルフ場事業は、人員を多く配置した労働集約的産業であり、固定費負担が重く、一般的に損益分岐点が高い産業である。したがって、変動比率が低い場合、損益分岐点を超えて売上高が増加した場合、超過利益を大きく享受する一方、売上高が減少したり、損益分岐点に到達できなかったりする場合には、固定費負担から赤字体質に陥るリスクがある。

(6) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に流行しており、収束時期は未だ不透明であり、今後の経済活動正常化のタイミングを見通すことが困難であることから、今後事態が長期化または更なる感染拡大が進行した場合、当社の業績及び財務状況に重要な影響を与える可能性がある。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当事業年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日）のわが国経済は、一昨年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「緊急事態措置」「まん延防止等重点措置」等の発令のため、不透明な状況が続いている。また、年末来「オミクロン株」の感染拡大の影響についても懸念されている。

一方、愛媛県内経済も、全体として弱い状態が続いており、全国的な感染再拡大の収束も見通しにくく、景気の回復には時間を要すると思われる。

このような状況下、県内19ゴルフ場の年間入場者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響はあったが、44,573人増の709,073人となり、前年比106.7%となった。また、当倶楽部入場者も、対前年比3,212人増の28,994人となり、前年比112.4%と順調に推移した。ゴルフ事業については、入場者数の増加に伴い、グリーンフィーが前年比11,709千円増の74,680千円、受取使用料（カートフィー）が前年比6,987千円増の59,371千円等を要因として営業収益は228,298千円となり、前年比19,530千円増加した。

一方、太陽光発電事業は、例年並みに推移しましたが、本年度売電収入額は、前年比372千円微減の69,563千円となった。

以上のことから、全体の営業収益は、前年比19,158千円（6.8%）増加し、297,861千円となった。

売上総利益は、前年比21,925千円（15.2%）増加し、166,006千円となった。

次に、販売費及び一般管理費は、前年比2,655千円（1.8%）増加し、148,631千円となった。

その結果、営業損益は、前年比19,270千円増加し、17,374千円の黒字となった。

名義変更料等の貢献もあって営業外収益は19,100千円となり、経常損益は前年比15,191千円増加し32,165千円の利益となった。

最終の当期純損益は、前年比20,483千円増の税引後29,434千円の利益となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、62,301千円で、前事業年度39,432千円と比べ22,869千円（57.9%）の増加となった。

当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、91,701千円である。主な要因は、税引前当期純利益が30,625千円、減価償却費が58,203千円、固定資産除却損で1,539千円の増加の一方、長期預り金の減少5,600千円等による。

その結果、前事業年度の営業活動で得られた資金55,181千円と比べ、36,520千円の増加となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、1,743千円である。主な要因としては、有形固定資産の取得が、1,272千円である。その結果、前事業年度の投資活動に使用した資金28,070千円に比べ、使用した資金が26,326千円の減少となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、67,088千円である。主な要因は、長期借入金の返済43,596千円、リース債務の返済19,746千円、長期末払金の返済3,745千円である。その結果、前事業年度の財務活動の結果使用した資金21,033千円に比べ、使用した資金が、46,054千円の増加となった。

(資本の財源および資金の流動性)

当社の運転資金については、主として営業活動によるキャッシュ・フローである自己資金により充当し、必要に応じて金融機関からの借入を実施している。また、設備投資資金については、営業活動によるキャッシュ・フローの水準を勘案し、主としてリース契約または割賦契約により調達することを基本方針としている。

今後の資金需要については、ゴルフ場事業の固定資産の老朽化に伴う取替えが予想されるが、当該資金についても、基本方針に基づき、負債と資本のバランスに配慮しつつ必要な資金を調達していく予定である。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) ゴルフ場事業部門来場者実績

当事業年度における入場者実績は、以下のとおりである。

内 訳	第65期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	
	人数(人)	前年同期比(%)
会 員	10,675	107.7
ビジター	18,319	115.4
合 計	28,994	112.4

(2) 営業実績

当事業年度における営業実績は、以下のとおりである。

内 訳	第65期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
グリーンフィー	74,680	118.5
キャディーフィー	14,243	88.5
受取使用料	59,371	113.3
協力費収入	20,213	113.5
コンペティションフィー	17,320	103.9
会費収入	38,769	97.9
売店営業収入	247	61.3
食堂運営委託手数料	3,453	120.0
売電収入	69,563	99.4
合 計	297,861	106.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定)

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。

この財務諸表の作成に当たって、資産・負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いているが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性がある。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載している。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析、検討内容)

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものである。

(1) 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度における営業収益は297,861千円であり、前事業年度278,703千円と比べ19,158千円増加した。その主な要因は、コロナウィルス感染拡大の影響により、飲食費の減少が遊興費に回りゴルフ場入場者増に、また、売上増に繋がっていると思われる。

当事業年度における営業原価は131,855千円であり、前事業年度134,623千円と比べ2,767千円減少した。その結果、売上総利益は166,006千円となり前事業年度に比べ21,925千円増加した。

当事業年度における販売費及び一般管理費は、148,631千円であり前事業年度145,976千円に比べ2,655千円増加した。この要因は、修繕費717千円増、水道光熱費1,301千円増によるものである。その結果、営業損益は17,374千円の黒字となり、前事業年度1,895千円の損失に比べ19,270千円の増加となった。

次に経常損益は、32,165千円の利益となり、前事業年度16,973千円に比べ15,191千円の利益増加となった。

税引前当期純損益は30,625千円の利益となり、前事業年度9,801千円に比べ20,823千円の利益増加となった。

その結果、当期純損益は29,434千円の利益となり、前事業年度8,951千円に比べ20,483千円の利益増加となった。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社のゴルフ場事業は、レジャー産業に属するものであり、このような当社の性格上、社会全体の景気動向は経営成績に重要な影響を与える要因である。また、より魅力的なコースを用意して集客力を向上させることが経営成績に大きく寄与することから、コースコンディションの整備やゴルフコースの戦略性、さらにはクラブハウス内の落ち着いた雰囲気とゆとりある空間が重要な集客力向上の要因である。

また、平成25年4月からスタートし、平成27年9月に増設した太陽光発電事業は、全面南向きという好立地条件のため、計画以上の売電収入となり、今後、12年間安定収入が見込まれる。

(3) 財政状態の分析

流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は83,138千円となり、前事業年度末61,068千円に比べ22,070千円(36.1%)の増加となった。主な要因は現金及び預金の増加23,009千円によるものである。

固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は1,356,912千円となり、前事業年度末1,371,129千円と比べ14,216千円(1.0%)の減少となった。主な要因は、減価償却費の計上に伴う機械及び装置の減少21,164千円によるものである。

流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は109,958千円となり、前事業年度末97,311千円に比べ12,647千円(13.0%)の増加となった。主な要因は、未払消費税等の増加5,364千円及びリース債務の増加3,991千円によるものである。

固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は723,144千円となり、前事業年度末757,373千円に比べ34,228千円(4.5%)の減少となった。主な要因は長期未払金の増加16,093千円の方、長期借入金43,096千円の減少によるものである。

純資産

当事業年度末の純資産の残高は606,948千円となり、前事業年度末577,513千円に比べ29,434千円(5.1%)の増

加となった。主な要因は、利益計上により繰越利益剰余金が増加したことによるものである。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの分析については、[第2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析]「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営は、現在の事業環境の厳しい分析と情報に基づく最適の経営方針を立案するように努め、実践している。

当事業年度におけるゴルフ場事業においては、来場者数が前事業年度に比べ3,212人増の28,994人となり、営業収益は前年比19,530千円増の228,298千円となりましたが、新型コロナウイルスの影響による一過性の可能性もあり、今後も経費削減に努めると同時に入場者を確保することで収益の改善を図っていく方針である。

また、太陽光発電事業は、発電設備の増設が平成27年9月29日完成となり、既存の992kWに438.4kWを増設し、1,430.4kWの規模となった。今後12年間、1kW当たり40円（消費税含まず）の売電収入が保証されている。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、食堂委託業者として有限会社みふな屋と業務委託契約を締結している。なお、売上額の「100分の9」相当額を委託手数料としている。

その契約内容は次のとおりである。

松山観光ゴルフ株式会社(以下甲と称する)は有限会社みふな屋(以下乙と称する)とは、飲食提供業務の委託に関し、甲乙協議の上、次のとおり契約する。

第1条（目的）

1. 甲は、松山ゴルフ倶楽部（以下本施設という。）内の飲食提携業務（以下本業務という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

第2条（業務の実施）

1. 甲の客に提供する料理、価格、調理方法等は、乙において定める。
2. 乙は食材の仕入れ保管にあたっては、品質、鮮度、衛生状態などについて十分注意する。
3. 甲の営業日においては、乙は受託業務を遂行する。
4. 乙は本業務を実施するにあたり、異例または重要な事項については、事前に甲と協議するものとする。

第3条（設備の貸与及び保守）

1. 甲は乙に対し、本施設の調理設備、食堂及びコース売店を貸与するものとし、乙は、甲に対し、貸与された調理設備等について責任をもって管理するものとする。

第4条（業務委託委託料、支払条件）

1. 売上高は毎月末をもって当月分を締切り、甲は乙に対してその売上額の100分の91を翌月10日までに支払うものとする。
但し、経済変動などにより委託料の変更を必要とする場合は、甲、乙のいずれかの申し出により協議し改定することができる。

第5条（費用の負担）

1. 委託業務に係る材料費及び消耗品費用は、乙の負担とする。
2. 委託業務に係る使用人は乙より派遣するものとし、その費用は乙の負担とする。
3. 飲食物の提供に使用する食器類は、乙の負担により持ち込み使用するものとする。
4. 飲食物調理に必要とする水道並びに電気に関する費用は、甲が負担するものとし、プロパンガスは、乙の負担において持ち込み使用する。
5. 乙は、廃棄物処理料41,800円、オーダリングシステム使用料11,000円（全て税込み）を別途負担する。
6. 本条項については契約期間中といえども、双方協議のうえ変更することができる。

第6条（契約保証金）

1. 契約保証金は免除する。

第7条（法令順守）

1. 乙は、本業務を実施するにあたって、個人情報保護法、関係法令に従って行わなければならない。

第8条（損害賠償）

1. 乙は、委託業務の遂行にあたり、乙の責任で法定伝染病又は食中毒の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため、本施設に損害(第三者に及ぼした損害を含む)を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
2. 本業務の履行に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)のための経費は、乙が負担するものとする。但し、その損害が、乙の責めに帰したい事由による場合においては、甲、乙協議して定めるものとする。

第9条（契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき理由により本契約上の義務を履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がない時には、本契約を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げるいずれかが生じたときは、何ら催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき。
 - (2) 破産、民事再生等の手続申立を受けたとき、又は自ら申立てたとき。
 - (3) 前各号の他、著しい信用不安の事態が生じ、本契約に基づく業務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。

第10条（裁判管轄）

1. 本契約に関する一切の訴訟、調停、和解その他の争訟は、松山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第11条（定めのない事項等）

1. この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議をして定めるものとする。

第12条（委託期間）

1. 本業務の委託期間は令和2年9月1日より令和3年3月31日とする。
2. 委託期間満了の6ヶ月前までに、甲、乙何れからも相手方に対し本契約を継続しない旨の通知ない場合、当該委託期間の翌日から、1年間を新たな業務委託期間として自動的に更新されるものとし、以後もこの例によるものとする。

以上

5 【研究開発活動】

該当事項なし

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、ゴルフ場事業については、前事業年度に引き続き集客力の向上・プレーヤーの満足度の向上を目的とした設備投資を実施した。

2 【主要な設備の状況】

(1) ゴルフ場事業の主要な設備は、以下のとおりである。

令和3年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物 及び 構築物	機械装置 及び 車両運搬具	リース 資産	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (愛媛県東温市)	ゴルフ場	80,685	8,291	36,239	633,068 (734,046.6)	202,330	960,615	9
本社 (愛媛県東温市)	クラブハウス	132,996	1,703	35,909	4,000	2,753	177,362	12

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は工具器具備品、ソフトウェア及び立木並びにコース勘定である。なお、金額には消費税等を含めていない。

2 リース契約による主な賃借設備は次のとおりである。

名称	数量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	備考
リールマスター 5610D4WD	1台	10年間	768	1,857	所有権移転外 ファイナンス・リース
リールマスター 用 パーチカッ ター	1台	10年間	222	538	所有権移転外 ファイナンス・リース
芝刈機グランドマ スター(屋根付き)	1台	10年間	1,088	3,628	所有権移転外 ファイナンス・リース
プロフォースター ピンプロアワーク マンセット	1台	10年間	298	894	所有権移転外 ファイナンス・リース
ハッタスイパーHS- 805	1台	7年間	423	600	所有権移転外 ファイナンス・リース
ゴルフカート	10台	6年間	1,833	3,209	所有権移転外 ファイナンス・リース
2000Lタンク車	1台	10年間	961	5,128	所有権移転外 ファイナンス・リース
乗用3連芝刈機	1台	5年間	878	805	所有権移転外 ファイナンス・リース
バンカーレーキ	1台	5年間	660	1,101	所有権移転外 ファイナンス・リース
YAMAHA カート	10台	6年間	1,840	5,674	所有権移転外 ファイナンス・リース
グリーンモア	1台	5年間	749	1,997	所有権移転外 ファイナンス・リース
自動精算機	2台	5年間	1,734	4,624	所有権移転外 ファイナンス・リース
ロッカー更新工事	一式	10年間	3,036	24,794	所有権移転外 ファイナンス・リース
バンカーレーキ	1台	5年間	670	2,682	所有権移転外 ファイナンス・リース
乗用カート	5台	6年間	963	4,898	所有権移転外 ファイナンス・リース
トータルシステム	一式	5年間	1,214	5,161	所有権移転外 ファイナンス・リース
乗用芝刈機	1台	5年間	856	3,997	所有権移転外 ファイナンス・リース

(2) 太陽光発電事業の主要な設備は以下のとおりである。

令和3年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		構築物	機械装置	その他	合計	
松山ゴルフ倶楽部 太陽光発電所 (愛媛県東温市)	太陽光発電所	21,651	190,683	38	212,373	0

(注) 帳簿価額のうち「その他」は工具器具備品及びソフトウェアである。なお、金額には消費税等を含めていない。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等の計画

該当事項なし

(2) 重要な設備の売却及び除却

該当事項なし

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800
計	4,800

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (令和3年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,093	3,093	非上場 非登録	当社は単元株制度を採用して いないので、単元株式はない。
計	3,093	3,093	—	

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし

【ライツプランの内容】

該当事項なし

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年11月30日(注)	180	3,093	135,000	353,475	135,000	135,000

(注) 有償公募増資 180株 発行価格 1,500千円 資本組入額 750千円

(5) 【所有者別状況】

令和3年12月31日現在

区分	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計
					個人以外	個人		
株 主 数 (人)	—	8	—	244	—	—	1,165	1,417
所有株式数 (株)	—	138	—	744	—	—	2,211	3,093
所有株式数 の割合(%)	—	4.5	—	24.0	—	—	71.5	100.00

(6) 【大株主の状況】

令和3年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社伊予銀行	松山市南堀端町1番地	62	2.0
株式会社愛媛銀行	松山市勝山町2丁目1番地	52	1.6
株式会社伊予鉄グループ	松山市湊町4丁目4番1号	50	1.6
井関農機株式会社	松山市馬木町700番地	16	0.5
南海放送株式会社	松山市本町1丁目1番1号	13	0.4
セキ株式会社	松山市湊町7丁目7番1号	11	0.3
株式会社大阪ソーダ	大阪市西区阿波座1丁目12-18	10	0.3
株式会社四国銀行	高知市はりまや1丁目1番1号	8	0.2
株式会社よんやく	松山市南高井町1828番地	8	0.2
四国アルフレッサ株式会社	高松市国分寺町福塚甲1255-10	8	0.2
計	—	238	7.6

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,093	3,093	—
発行済株式総数	3,093	—	—
総株主の議決権	—	3,093	—

【自己株式等】

該当事項なし

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項なし

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項なし

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項なし

3 【配当政策】

当社は、定款において剰余金の配当は株主総会決議のうえ、年1回期末配当を実施できることとしているが、事業の性格上、サービス及び設備の改善を図ることが株主に対する利益還元方法と考えており、内部留保金はそのために当てる方針である。

したがって、創業以来、配当は実施していない。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主を主な会員とする株主会員制ゴルフ場であり、株主会員および同伴又は紹介したビジター共々プレーを楽しんでいただくよう最適なゴルフ環境を提供することに努め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定、経営の健全性、効率性を目指している。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社の取締役は、当事業年度末現在14名で構成され、そのうち13名が社外取締役である。上記の基本的な考え方に基づき代表取締役専務である支配人が日常的あるいは迅速を要するゴルフ場の運営における意思決定を行い、かつ業務を執行するが、それを13名の社外取締役が取締役会を通して監督し、経営上の重要な意思決定は取締役会で行っている。

一方、会員組織としての任意団体である松山ゴルフ倶楽部の倶楽部会則により、会社社長、同代表取締役専務、理事長、キャプテン、名誉書記および名誉会計をもって運営協議会を組織し、必要の都度開催している。運営協議会は取締役会および倶楽部理事会の方針に従い、倶楽部の分科委員会の提案を参考として倶楽部運営に関する諸施策を決定する。

このように取締役会、倶楽部理事会および運営協議会がそれぞれの機能を発揮することにより内部統制の充実を図り、会社の業務執行状況については、代表取締役専務である支配人が取締役会、倶楽部理事会及び運営協議会で報告し、内部統制システムが適正に機能する体制にしている。

また、当社は監査役制度を採用し、監査役2名で構成されている。いずれも社外監査役であり、取締役会ほか重要な会議に出席し、会社の業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行の監査を行っている。現在のところ内部監査制度は会社規模が小さく必要性はないと判断して採用していないが、代表取締役専務である支配人が、業務全般についての監督及び管理を実施しており、中間決算、年度決算毎に監査役との間で情報交換を行っている。

役員報酬の内容

取締役の年間報酬は、5,400千円である。なお、社外取締役及び監査役は無報酬である。

取締役の定数

当社の取締役は7名以上とする旨、定款に定められている。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い累積投票によらないものとする旨、定款に定めている。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を有することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めている。

これは、当該規定により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とする。

(2) 【役員の状況】

男性 15名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 ―%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 非常勤	関 啓 三	昭和22年1月11日生	昭和50年6月 (株)関洋紙店印刷所(現セキ(株))入社 昭和58年10月 (有)宏栄興産代表取締役社長(現) 昭和62年6月 セキ(株)代表取締役副社長 昭和63年5月 同社代表取締役社長 平成4年6月 関興産(株)代表取締役社長(現) 平成10年6月 (株)エス・ピー・シー代表取締役(現) 平成19年3月 松山観光ゴルフ(株)取締役 平成20年3月 メディアプレス瀬戸内(株) 代表取締役社長(現) 平成29年4月 セキ(株)代表取締役会長(現) 令和4年3月 松山観光ゴルフ(株)代表取締役社長(現)	注3	—
代表取締役専務 常勤 支配人	吉 田 則 彦	昭和30年11月4日生	昭和54年4月 (株)伊予銀行入行 平成13年8月 同行味生支店長 平成21年2月 同行営業サポートセンター長 平成21年8月 同行個人ローン審査室長 平成23年2月 国立大学法人愛媛大学出向 平成27年12月 国立大学法人愛媛大学 特命教授 令和2年11月 国立大学法人愛媛大学退職 令和3年3月 松山観光ゴルフ(株)代表取締役専務(現) 同 上 松山ゴルフ倶楽部支配人(現)	注3	2
取締役 非常勤	森 田 浩 治	昭和18年4月2日生	昭和42年4月 (株)伊予銀行入行 平成7年6月 同行取締役(大分支店長委嘱) 平成11年6月 同行常務取締役(本店営業部長委嘱) 平成14年6月 同行専務取締役 平成15年6月 同行専務取締役(代表取締役) 平成17年6月 同行取締役頭取(代表取締役) 平成19年3月 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) 平成19年3月 松山ゴルフ倶楽部理事長 平成24年6月 (株)伊予銀行取締役会長(代表取締役) 平成27年6月 同行取締役相談役 令和3年3月 松山ゴルフ倶楽部理事長退任 令和3年6月 (株)伊予銀行相談役退任	注3	1
取締役 非常勤	大 亀 裕	昭和35年5月26日生	昭和62年4月 (株)ディック入社 昭和63年9月 (株)ディック経営企画室長 平成7年6月 同社取締役経営管理本部経営企部長 平成11年4月 同社常務取締役グループ統括本部長 平成14年1月 同社専務取締役グループ統括本部長 平成16年4月 同社代表取締役専務グループ統括本部長 平成17年10月 同社代表取締役社長 平成17年10月 ダイキ(株)取締役 平成19年10月 (株)ダイキアクシス代表取締役社長(現) 平成21年3月 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	2
取締役 非常勤	村 田 裕 司	昭和32年9月2日生	昭和59年5月 (株)アテックス入社 昭和60年5月 同社取締役 平成2年5月 同社専務取締役 平成5年5月 同社代表取締役社長 平成15年11月 株式会社愛媛FC専務取締役 平成23年3月 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) 平成25年5月 (株)アテックス代表取締役会長(現)	注3	2
取締役 非常勤	土 居 英 雄	昭和23年11月20日生	昭和47年3月 (株)愛媛新聞社入社 平成6年4月 同社ウィークリー部長 平成9年4月 同社広告部長 平成16年3月 同社取締役社長室長 平成19年3月 同社常務取締役経営企画室長 平成20年3月 同社代表取締役専務 平成21年3月 (株)愛媛新聞社代表取締役社長(現) 平成25年3月 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 非常勤	高 橋 祐 二	昭和28年11月11日生	昭和51年4月 平成12年6月 平成16年1月 平成16年4月 平成28年3月 平成28年4月 令和元年6月	三浦工業(株)入社 同社取締役 同社取締役専務 同社代表取締役社長 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) 三浦工業(株)代表取締役会長 同社取締役会長(現)	注3	—
取締役 非常勤	清 水 一 郎	昭和42年11月7日生	平成2年4月 平成19年5月 平成25年7月 平成26年4月 平成26年6月 平成27年6月 平成28年3月 令和2年6月	運輸省(現 国土交通省)入省 在英国日本大使館参事官 国土交通省官公庁観光戦略課長 同省退官 伊予鉄道(株)代表取締役副社長 同社代表取締役社長(現) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) (株)伊予鉄グループ代表取締役社長(現)	注3	—
取締役 非常勤	大 塚 岩 男	昭和27年4月7日生	昭和51年4月 平成7年7月 平成10年8月 平成19年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成29年3月 令和2年4月 令和3年3月 令和3年4月	(株)伊予銀行入行 同行人事部課長 同行郡中支店長 同行取締役(人事部長委嘱) 同行常務取締役(営業本部長委嘱) 同行専務取締役(代表取締役) 同行取締役頭取(代表取締役) 松山観光ゴルフ(株)取締役 (株)伊予銀行取締役会長(代表取締役) 松山ゴルフ倶楽部理事長(現) (株)伊予銀行取締役会長(現)	注3	2
取締役 非常勤	一 色 義 治	昭和26年4月12日生	昭和49年4月 昭和58年1月 昭和58年2月 昭和59年5月 昭和60年6月 昭和63年5月 平成7年2月 平成7年3月 平成11年7月 平成14年4月 平成24年5月 平成29年3月	(株)伊予銀行入行 同行退職 愛媛ダイハツ販売(株)入社 同社取締役営業副本部長 同社取締役総務部長 同社専務取締役 ファーレン松山(株)代表取締役(現) 愛媛ダイハツ販売(株)代表取締役(現) 学校法人新田学園理事(現) (財)伊予銀行社会福祉基金評議員(現) 愛媛県軽自動車協会会長(現) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	2
取締役 非常勤	本 田 元 広	昭和26年4月12日生	昭和45年4月 平成4年2月 平成7年2月 平成18年6月 平成18年7月 平成23年4月 平成24年6月 平成30年3月 平成30年6月	(株)愛媛銀行入行 同行尾道支店長 同行高松支店長兼高松事務所長 同行取締役人事教育部長 同行常務取締役 同行専務取締役(代表取締役) 同行頭取(代表取締役) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) (株)愛媛銀行会長(代表取締役)(現)	注3	—
取締役 非常勤	清 水 啓 介	昭和32年4月27日生	昭和55年4月 平成24年3月 平成24年7月 平成28年6月 平成30年6月 令和2年6月 令和3年3月	南海放送(株)入社 同社東京支社長 同社取締役執行役員東京支社長 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員営業本部本部長(委嘱) 同社専務取締役 営業本部長(委嘱)(現) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 非常勤	八 石 玉 秀	昭和33年12月16日生	昭和56年 4 月 愛媛信用金庫入庫 平成 9 年10月 同社喜田村支店長 平成20年 6 月 同社常勤理事今治支店長 平成22年 6 月 同社常勤理事営業統括部長兼お客様相談室長 平成30年 6 月 同社専務理事 令和 2 年11月 同社理事長(現) 令和 3 年 3 月 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注 3	—
監査役 非常勤	稲 瀬 道 和	昭和22年12月26日生	昭和60年 4 月 稲瀬法律事務所開業(現) 平成 9 年 4 月 学校法人新田学園理事長 平成11年 7 月 愛媛県人事委員会委員長 平成18年 7 月 (株)伊予銀行 監査役 平成23年 3 月 松山観光ゴルフ(株)監査役(現) 平成23年 6 月 愛媛県人事委員会委員長退任 平成25年 3 月 学校法人新田学園理事長退任 平成26年 6 月 (株)伊予銀行 監査役退任	注 4	2
監査役 非常勤	山 之 内 芳 夫	昭和24年 4 月10日生	昭和47年 4 月 (株)伊予銀行入行 平成 4 年 2 月 同行秘書課長 平成10年 2 月 同行湊町支店長 平成17年 6 月 同行取締役人事部長 平成21年 6 月 同行常務取締役 平成23年 6 月 同行専務取締役(代表取締役) 平成24年 6 月 同行取締役副頭取(代表取締役) 平成26年 6 月 同行取締役副頭取退任 令和 3 年 3 月 松山観光ゴルフ(株)監査役(現)	注 5	2
計					15

- (注) 1 代表取締役 吉田則彦 以外は「社外取締役」である。
2 監査役 稲瀬道和および監査役 山之内芳夫は「社外監査役」である。
3 取締役の任期は令和 2 年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和 4 年12月期に係る定時株主総会終結の時までである。
4 監査役 稲瀬道和の任期は平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和 4 年12月期に係る定時株主総会終結の時までである。
5 監査役 山之内芳夫の任期は令和 2 年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和 4 年12月期に係る定時株主総会終結の時までである。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており取締役は14名(うち社外取締役は13名)、監査役は 2 名(うち社外監査役は 2 名)である。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監視している。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は水野 邦洋氏である。当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士 1 名である。

なお、当社は会計監査責任者が監査意見の表明に先立ち、会計・監査上の重要な問題に対する判断や処理が適切であること並びに監査意見が監査の基準及び監査事務所の規定に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、当社との間に公認会計士法に規定する利害関係がなく、かつ当社の監査に関与していない他の公認会計士より監査意見表明のための審査を受けている旨の報告を受けている。

さらに定期的な監査のほか、会計上の問題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めている。

なお、監査公認会計士等の選定方針および理由としては、企業会計基準の変更等に迅速に対応でき、十分かつ適正な監査対応を行える監査公認会計士等を選定している。

また、当社の監査役による監査公認会計士等の評価としては、企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表を監査計画に基づいて、十分かつ適切に監査を行っていると判断している。

(監査報酬の内容等)

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	1,200	—	1,200	—
計	1,200	—	1,200	—

当社における非監査業務はない。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く。）
該当事項なしc. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項なし

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等の独立性を損ねないことを旨に、監査日数、当社の規模、業務の特性を勘案し決定している。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社なので記載すべき事項はない。

なお、役員報酬の内容については、「４．コーポレート・ガバナンスの状況等（１）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載している。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社なので記載すべき事項はない。

第 5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第65期事業年度(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)の財務諸表について、公認会計士 水野 邦洋氏の監査を受けている。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がないので、連結財務諸表は作成していない。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当事業年度 (令和3年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,902	62,911
未収入金	17,517	18,104
商品	252	226
貯蔵品	2,962	1,684
前払費用	1,910	2,010
その他	397	351
貸倒引当金	1,874	2,151
流動資産合計	61,068	83,138
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 386,923	1 387,871
減価償却累計額	243,226	250,882
建物（純額）	143,696	136,989
構築物	1 390,639	1 409,167
減価償却累計額	300,452	310,823
構築物（純額）	90,186	98,343
機械及び装置	1 485,851	1 485,851
減価償却累計額	267,378	288,543
機械及び装置（純額）	218,473	197,308
車両運搬具	72,221	72,221
減価償却累計額	68,719	68,850
車両運搬具（純額）	3,501	3,370
工具、器具及び備品	48,297	48,147
減価償却累計額	44,454	44,720
工具、器具及び備品（純額）	3,843	3,427
リース資産	148,662	169,500
減価償却累計額	79,256	97,351
リース資産（純額）	69,405	72,149
土地	1 637,068	1 637,068
立木	16,439	16,439
コース勘定	2 184,891	2 184,891
有形固定資産合計	1,367,505	1,349,987
無形固定資産		
ソフトウェア	68	364
電話加入権	285	285
無形固定資産合計	354	649
投資その他の資産		
出資金	62	62
差入保証金	139	139
長期前払費用	659	621
繰延税金資産	2,409	5,453
投資その他の資産合計	3,270	6,276
固定資産合計	1,371,129	1,356,912
資産合計	1,432,197	1,440,051

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当事業年度 (令和3年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1 43,596	1 43,096
リース債務	16,509	20,501
未払金	20,345	21,010
未払費用	6,055	6,282
未払法人税等	1,511	5,471
未払消費税等	1,143	6,508
預り金	7,874	6,813
前受収益	274	274
流動負債合計	97,311	109,958
固定負債		
長期未払金	6,692	22,786
長期借入金	1 264,654	1 221,558
退職給付引当金	5,659	5,124
長期預り金	2,100	2,100
会員預り金	418,837	413,237
リース債務	59,086	58,269
長期前受収益	343	68
固定負債合計	757,373	723,144
負債合計	854,684	833,103
純資産の部		
株主資本		
資本金	353,475	353,475
資本剰余金		
資本準備金	135,000	135,000
その他資本剰余金	4,275	4,275
資本剰余金合計	139,275	139,275
利益剰余金		
利益準備金	12,000	12,000
その他利益剰余金		
別途積立金	140,000	140,000
繰越利益剰余金	67,236	37,801
その他利益剰余金合計	72,764	102,198
利益剰余金合計	84,763	114,198
株主資本合計	577,513	606,948
純資産合計	577,513	606,948
負債純資産合計	1,432,197	1,440,051

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
営業収益		
ゴルフ営業収入		
グリーンフィー	62,970	74,680
キャディーフィー	16,077	14,243
受取使用料	52,383	59,371
協力費収入	17,808	20,213
コンペティションフィー	16,655	17,320
会費収入	39,594	38,769
ゴルフ営業収入合計	205,488	224,597
売店営業収入	403	247
食堂運営委託手数料	2,875	3,453
売電収入	69,935	69,563
営業収益合計	278,703	297,861
営業原価		
ゴルフ営業原価		
給料手当	28,868	25,263
キャディー手当	23,822	23,139
従業員賞与	2,065	1,925
退職給付費用	526	592
法定福利費	4,964	3,758
厚生費	901	325
旅費交通費	862	645
競技費	12,074	13,844
接待交際費	—	3
消耗品費	4,909	2,681
コース維持費	25,115	25,569
修繕費	7,506	3,783
減価償却費	13,985	17,513
水道光熱費	4,145	4,803
支払賦課金	47	34
公租公課	530	576
支払手数料	3,165	6,515
損害保険料	269	235
賃借料	748	604
雑費	14	13
ゴルフ営業原価合計	134,526	131,829
売店営業原価		
商品期首たな卸高	349	252
商品期末たな卸高	252	226
売店営業原価合計	97	25
営業原価合計	134,623	131,855
売上総利益	144,080	166,006

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
販売費及び一般管理費		
役員報酬	5,400	5,400
給料及び手当	30,056	27,742
従業員賞与	2,541	2,546
退職給付費用	196	565
法定福利費	4,985	5,511
厚生費	689	318
広告宣伝費	2,088	1,814
旅費交通費	1,044	821
通信費	2,189	2,219
事務用消耗品費	905	371
図書印刷費	2,665	2,755
会議費	756	1,221
接待交際費	74	121
消耗品費	1,396	2,074
修繕費	1,057	1,775
減価償却費	40,627	40,651
水道光熱費	11,396	12,697
販売促進費	4,663	5,225
支払賦課金	1,041	1,470
公租公課	13,497	13,452
支払手数料	14,335	15,154
損害保険料	2,894	3,347
賃借料	694	709
雑費	530	384
貸倒引当金繰入額	247	277
一般管理費合計	145,976	148,631
営業利益又は営業損失（ ）	1,895	17,374
営業外収益		
受取利息	0	0
受取手数料	13,800	13,000
保険返戻金	3,603	—
大会協賛金	2,930	2,456
雑収入	4,147	3,643
営業外収益合計	24,481	19,100
営業外費用		
支払利息	4,853	4,116
長期前払費用償却	38	38
雑損失	720	154
営業外費用合計	5,611	4,309
経常利益	16,973	32,165
特別損失		
固定資産除却損	5,975	1,539
リース資産解約損	1,196	—
特別損失合計	7,171	1,539
税引前当期純利益	9,801	30,625
法人税、住民税及び事業税	1,304	4,235
法人税等調整額	453	3,044
法人税等合計	851	1,191
当期純利益	8,951	29,434

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	353,475	135,000	4,275	139,275
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	353,475	135,000	4,275	139,275

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,000	140,000	76,187	75,812	568,562	568,562
当期変動額						
当期純利益			8,951	8,951	8,951	8,951
当期変動額合計	—	—	8,951	8,951	8,951	8,951
当期末残高	12,000	140,000	67,236	84,763	577,513	577,513

当事業年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	353,475	135,000	4,275	139,275
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	353,475	135,000	4,275	139,275

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,000	140,000	67,236	84,763	577,513	577,513
当期変動額						
当期純利益			29,434	29,434	29,434	29,434
当期変動額合計	—	—	29,434	29,434	29,434	29,434
当期末残高	12,000	140,000	37,801	114,198	606,948	606,948

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	9,801	30,625
減価償却費	54,651	58,203
固定資産除却損	5,975	1,539
リース資産解約損	1,196	—
貸倒引当金の増減額(は減少)	247	277
退職給付引当金の増減額(は減少)	723	535
受取利息	0	0
支払利息	4,853	4,116
売上債権の増減額(は増加)	3,378	587
たな卸資産の増減額(は増加)	111	1,303
未払債務の増減額(は減少)	4,290	1,539
長期預り金の増減額(は減少)	13,825	5,600
未払又は未収消費税等の増減額	187	9,452
その他の資産の増減額(は増加)	4,137	141
その他の負債の増減額(は減少)	5,015	565
小計	63,359	96,548
利息の受取額	0	0
利息の支払額	4,853	4,116
法人税等の支払額	3,324	730
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,181	91,701
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻しによる収入	720	720
定期預金の預入による支出	720	860
有形固定資産の取得による支出	28,070	1,272
無形固定資産の取得による支出	—	331
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,070	1,743
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	50,000	—
短期借入れによる収入	30,000	10,000
長期借入金の返済による支出	40,014	43,596
短期借入金の返済による支出	40,000	10,000
長期未払金の返済による支出	2,655	3,745
リース債務の返済による支出	18,363	19,746
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,033	67,088
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,077	22,869
現金及び現金同等物の期首残高	33,354	39,432
現金及び現金同等物の期末残高	39,432	62,301

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項なし

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を含む)及び太陽光発電事業設備の「機械及び装置」並びに平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法、それ以外については定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建 物	15～65年
構 築 物	6～50年
機械装置(太陽光発電設備)	17年

(2)無形固定資産

定額法を採用している。

(3)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上している。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 5,453千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性については、翌事業年度の課税所得の見積りに基づき、将来減算一時差異等の解消が見込まれる金額で計上している。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあるが、当事業年度の上期よりゴルフ場の来客数も回復基調にあり、翌事業年度も当事業年度と同水準程度の課税所得が発生するものと仮定して課税所得の見積りを行っている。

(会計方針の変更)

該当事項なし

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準である。収益は、次の5つのステップを適用し認識される。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年12月期の期首より適用予定である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響については、現在評価中である。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していない。

(貸借対照表関係)

1 担保資産

(第64期)

有形固定資産のうち、長期借入金 283,940千円の担保として根抵当に供しているものは、次のとおりである。

	第64期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)
建物	136,538千円
土地	637,068千円
太陽光構築物	26,186千円
太陽光機械及び装置	211,768千円
計	1,011,560千円

(第65期)

有形固定資産のうち、長期借入金 246,224千円の担保として根抵当に供しているものは、次のとおりである。

	第65期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
建物	130,305千円
土地	637,068千円
太陽光構築物	21,651千円
太陽光機械及び装置	190,683千円
計	979,708千円

2 ゴルフ場用地を改造・加工する費用を処理する科目としてコース勘定を設けている。

(損益計算書関係)

固定資産除却損の内容は、次のとおりである。

	第64期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	第65期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
構築物	5,975千円	—
ポンプ解体撤去工事	—	1,511千円
工具、器具及び備品	—	27千円
計	5,975千円	1,539千円

(株主資本等変動計算書関係)

第64期(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	3,093	—	—	3,093
計	3,093	—	—	3,093

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし

4. 配当に関する事項

該当事項なし

第65期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	3,093	—	—	3,093
計	3,093	—	—	3,093

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし

4. 配当に関する事項

該当事項なし

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	第64期 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	第65期 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
現金及び預金勘定	39,902千円	62,911千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	470千円	610千円
現金及び現金同等物	39,432千円	62,301千円

2 重要な非資金取引の内容

(第64期)

当事業年度に新たに計上したリース取引に係る資産及び債務の額は33,422千円である。

(第65期)

当事業年度に新たに計上した割賦取引に係る資産及び債務の額は22,044千円、ならびにリース取引に係る資産及び債務の額は22,921千円である。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余裕資金については安全性の高い預金で運用している。また、必要な資金については金融機関からの借入にて調達している。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収入金は、主にクレジットカード会社への債権、会員の年会費、レストランの手数料である。これらの債権は、顧客の信用リスクに晒されている。

営業債務である未払金は、ほとんど、1ヶ月以内の支払期日である。借入金は、運転資金または設備資金の調達を目的としているものであり、金利の変動リスクがある。

また、長期未払金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としている。契約期間は決算日後最長9年1ヶ月であり、金利の変動リスクがある。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

会員の年会費の未収分については、滞留の状況を把握して適時督促を行う等の対策を行っている。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金については、固定金利による約定返済とすることにより、金利の変動リスクへの対策を行っている。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金調達については、適時資金繰りの状況を把握し必要に応じて借入を行う等による対策を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれている。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがある。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。(注2を参照)

第64期(令和2年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	39,902	39,902	-
(2) 未収入金	17,517	17,517	-
資産計	57,419	57,419	-
(1) 未払金	18,620	18,620	-
(2) 預り金	7,874	7,874	-
(3) 長期借入金	308,250	317,464	9,214
(4) リース債務	75,596	69,833	5,762
(5) 長期未払金	8,417	7,911	506
負債計	418,758	421,704	2,946

第65期(令和3年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	62,911	62,911	—
(2) 未収入金	18,104	18,104	—
資産計	81,016	81,016	—
(1) 未払金	17,081	17,081	—
(2) 預り金	6,813	6,813	—
(3) 長期借入金	264,654	271,818	7,164
(4) リース債務	78,771	72,974	5,796
(5) 長期未払金	26,715	22,699	4,015
負債計	394,035	391,388	2,647

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは、短期的に決済されるため帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負 債

(1) 未払金、(2) 預り金

これらは、短期的に決済されるため帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めて時価を表示している。

(4) リース債務

リース債務は、元利金の合計額を同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法による。なお、1年以内に返済予定のリース債務を含めて時価を表示している。

(5) 長期未払金

長期未払金は元利金の合計額を同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法による。なお、貸借対照表の未払金 21,010千円のうちには、1年以内に返済予定の長期未払金 3,929千円が含まれているためその金額を長期未払金に含めて時価を算定している。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	令和2年12月31日	令和3年12月31日
長期預り金	2,100	2,100
協力預託金	418,837	413,237

上記については、返済日が確定していないため時価を把握することが極めて困難と認められるため、負債には含まれていない。

(注3)金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第64期(令和2年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	39,902	—	—	—
未収入金	17,517	—	—	—
合計	57,419	—	—	—

第65期(令和3年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	62,911	—	—	—
未収入金	18,104	—	—	—
合計	81,016	—	—	—

(注4)リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第64期(令和2年12月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	43,596	43,096	37,596	37,596	37,596	108,770
リース債務	16,509	16,162	13,821	10,071	4,904	14,125
長期未払金	1,724	1,724	1,376	1,127	1,127	1,335
合計	61,830	60,983	52,794	48,795	43,627	124,231

第65期(令和3年12月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	43,096	37,596	37,596	37,596	37,596	71,174
リース債務	20,501	18,160	14,410	9,242	6,259	10,196
長期未払金	3,929	3,580	3,331	3,331	3,189	9,352
合計	67,527	59,337	55,338	50,170	47,044	90,722

(有価証券関係)
該当事項なし

(デリバティブ取引関係)
当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はない。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用している。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を摘要した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前事業年度 (自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)	当事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	4,936	5,659
退職給付費用	723	674
退職給付の支払額	—	1,210
退職給付引当金の期末残高	5,659	5,124

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度	723千円	当事業年度	674千円
----------------	-------	-------	-------	-------

(ストック・オプション等関係)
該当事項なし

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	第64期 (令和2年12月31日)	第65期 (令和3年12月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却累計額	16,631千円	15,154千円
退職給付引当金	1,780千円	1,560千円
貸倒引当金	589千円	655千円
未払事業税	423千円	575千円
繰越欠損金	17,369千円	7,272千円
繰延税金資産小計	36,794千円	25,218千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	16,359千円	3,277千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	18,026千円	16,487千円
評価性引当額小計	34,385千円	19,764千円
繰延税金資産合計	2,409千円	5,453千円

(注) 1. 評価性引当額が14,620千円減少している。この減少の主な内容は繰越欠損金の使用及び繰越期限切れが
あったことによるものである。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和2年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	9,541	3,353	687	3,788	—	—	17,369千円
評価性引当額	8,531	3,353	687	3,788	—	—	16,359千円
繰延税金資産	1,010	—	—	—	—	—	(b)1,010千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(b) 税務上の繰越欠損金 17,369千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産1,010千円を計上している。
当該繰延税金資産 1,010千円は翌事業年度の課税所得の見積りに基づいて認識したものである。

当事業年度(令和3年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	3,353	687	3,232	—	—	—	7,272千円
評価性引当額	—	44	3,232	—	—	—	3,277千円
繰延税金資産	3,353	642	—	—	—	—	(b)3,995千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(b) 税務上の繰越欠損金 7,272千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産 3,995千円を計上している。
当該繰延税金資産 3,995千円は翌事業年度の課税所得の見積りに基づいて認識したものである。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第64期 (令和2年12月31日)	第65期 (令和3年12月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.1%
住民税均等割等	3.3%	1.1%
評価性引当額の増減額	23.7%	29.4%
その他	1.6%	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.6%	3.8%

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の時価等の開示については、重要性がないため注記を省略している。

(持分法損益等)

当社は、関連会社に対する投資がないので、該当事項はない。

(資産除去債務関係)

該当事項なし

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものである。また、当社は事業ごとの包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

従って、当社は事業種別セグメントから構成されており、「ゴルフ場事業」及び「太陽光発電事業」の２つを報告セグメントとしている。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

「ゴルフ場事業」は、ゴルフ場利用に伴うサービスの提供をしている。

「太陽光発電事業」は、発電した電力を電力会社に供給するサービスの提供をしている。

２．報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は経常利益ベースの数値である。

３．報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

第64期(自 令和２年１月１日 至 令和２年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	ゴルフ場事業	太陽光発電事業	合 計
売上高			
外部顧客への売上高	208,768	69,935	278,703
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	208,768	69,935	278,703
セグメント利益又は損失()	7,741	24,715	16,973
セグメント資産	1,183,742	248,455	1,432,197
セグメント負債	600,312	254,371	854,684
その他の項目			
減価償却費	28,615	26,036	54,651
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	58,454	—	58,454

第65期(自 令和３年１月１日 至 令和３年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	ゴルフ場事業	太陽光発電事業	合 計
売上高			
外部顧客への売上高	228,298	69,563	297,861
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	228,298	69,563	297,861
セグメント利益	7,325	24,839	32,165
セグメント資産	1,196,832	243,219	1,440,051
セグメント負債	606,742	226,360	833,103
その他の項目			
減価償却費	32,486	25,716	58,203
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	40,969	—	40,969

【関連情報】

第64期(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(1) ゴルフ場事業

(単位：千円)

	プレー代	会 費	そ の 他	合 計
外部顧客への売上高	165,894	39,594	3,280	208,768

(2) 太陽光発電事業

本発電設備により発電した電力量は、すべて四国電力(株)へ売電する。当該事業年度の売電額は69,935千円である。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも売上高は、すべて本邦の外部顧客のため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも有形固定資産は、すべて本邦に所存している有形固定資産のため、記載を省略している。

3 主要な顧客ごとの情報

ゴルフ場事業は、売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略している。太陽光発電事業は、発電した電力量の100%を四国電力(株)に売電している。

第65期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(1) ゴルフ場事業

(単位：千円)

	プレー代	会 費	そ の 他	合 計
外部顧客への売上高	185,828	38,769	3,700	228,298

(2) 太陽光発電事業

本発電設備により発電した電力量は、すべて四国電力(株)へ売電する。当該事業年度の売電額は69,563千円である。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも売上高は、すべて本邦の外部顧客のため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも有形固定資産は、すべて本邦に所存している有形固定資産のため、記載を省略している。

3 主要な顧客ごとの情報

ゴルフ場事業は、売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略している。太陽光発電事業は、発電した電力量の100%を四国電力(株)に売電している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項なし

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし

【関連当事者情報】

第64期(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

該当事項なし

第65期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

該当事項なし

(1 株当たり情報)

第64期 (自 令和 2 年 1 月 1 日 至 令和 2 年12月31日)			第65期 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年12月31日)		
1	1 株当たり純資産額	186,716.28円	1	1 株当たり純資産額	196,232.87円
2	1 株当たり当期純利益	2,893.97円	2	1 株当たり当期純利益	9,516.59円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していない。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりである。

1 1 株当たり純資産額

	第64期 (令和 2 年12月31日)	第65期 (令和 3 年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	577,513	606,948
普通株式に係る純資産額 (千円)	577,513	606,948
普通株式の発行済株式数 (株)	3,093	3,093

2 1 株当たり当期純利益

	第64期 (自 令和 2 年 1 月 1 日 至 令和 2 年12月31日)	第65期 (自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年12月31日)
当期純利益	8,951	29,434
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	8,951	29,434
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,093	3,093

(重要な後発事象)

該当事項なし

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項なし

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	386,923	948	—	387,871	250,882	7,655	136,989
構築物	390,639	18,528	—	409,167	310,823	10,371	98,343
機械及び装置	485,851	—	—	485,851	288,543	21,164	197,308
車両運搬具	72,221	—	—	72,221	68,850	130	3,370
工具、器具及び備品	48,297	324	474	48,147	44,720	712	3,427
リース資産	148,662	20,838	—	169,500	97,351	18,094	72,149
土地	637,068	—	—	637,068	—	—	637,068
立木	16,439	—	—	16,439	—	—	16,439
コース勘定	184,891	—	—	184,891	—	—	184,891
有形固定資産計	2,370,994	40,638	474	2,411,158	1,061,171	58,128	1,349,987
無形固定資産							
ソフトウェア	68	331	—	400	—	36	364
電話加入権	285	—	—	285	—	—	285
無形固定資産計	354	331	—	685	—	36	649
長期前払費用							
工事負担金	659	—	—	659	—	38	621
長期前払費用計	659	—	—	659	—	38	621

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりである。

構築物	給水ポンプユニット取付工事	18,528千円
リース資産(有形)	トータルシステム	5,520千円
〃	乗用カート	5,256千円

(注) 2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりである。

工具、器具及び備品	婦人ロッカー室ロッカー	474千円
-----------	-------------	-------

【社債明細表】

該当事項なし

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	43,596	43,096	1.412	—
1年以内に返済予定のリース債務	16,509	20,501	—	—
1年以内に返済予定の長期未払金	1,724	3,929	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	264,654	221,558	1.444	令和9年5月31日～令和12年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	59,086	58,269	—	令和5年6月5日～令和12年3月12日
長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く)	6,692	22,786	—	令和5年5月27日～令和13年1月27日
合計	392,263	370,141	—	—

(注) 1 「平均利率」は、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2 リース債務の平均利率は記載をしていない。これはリース債務が所有権移転外ファイナンス・リースによる契約で、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により処理しているためである。

3 長期未払金(設備購入割賦未払金)の平均利率については、長期未払金に含まれる利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているため、記載していない。

4 長期借入金及び長期未払金並びにリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の5年内における1年ごとの返済予定額の総額は下記のとおりとなる。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	37,596	37,596	37,596	37,596
リース債務	18,160	14,410	9,242	6,259
長期未払金	3,580	3,331	3,331	3,189
合計	59,337	55,338	50,170	47,044

【引当金明細表】

(単位：千円)

	当期首残高	増加	減少	期末残高
貸倒引当金	1,874	277	—	2,151

【資産除去債務明細表】

該当事項なし

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	816
預金	
普通預金	61,485
定期積金	610
小計	62,095
合計	62,911

ロ 未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
四国電力株式会社	4,891
株式会社いよぎんディーシーカード	4,949
株式会社愛媛ジェーシービー	3,195
その他	5,067
合計	18,104

未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
17,517	383,375	382,787	18,104	95.4	16.9

八 商品

品目	金額(千円)
ゴルフ用品	226
合計	226

二 貯蔵品

品目	金額(千円)
農薬・肥料	614
タオル・シャンプー・洗剤他	865
ネームプレート他	205
合計	1,684

流動負債

イ 未払金

相手先	金額(千円)
Y & Mターフ 代表水谷忠央	2,244
株式会社 エンタープライズ・カンパニー	1,848
南海放送 株式会社	1,650
株式会社 いよてつ高島屋	1,043
有限会社 高橋石油	1,024
その他	13,199
計	21,010

固定負債

イ 協力預託金

相手先	金額(千円)
株式会社 伊予銀行	8,000
株式会社 えるく	1,900
愛媛砕石 株式会社	1,550
コスモ松山石油	1,500
株式会社 愛媛銀行	1,450
井関農機 株式会社	1,350
株式会社 伊予鉄グループ	1,325
株式会社 いよてつ高島屋	1,100
株式会社 あいテレビ	1,100
愛媛信用金庫	1,075
その他	392,887
合計	413,237

(3) 【その他】

該当事項なし

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	3 月中
基準日	12月31日
株券の種類	1 株券
剰余金の配当の基準日	――
1 単元の株式数	――
株式の名義書換え	
取扱場所	松山観光ゴルフ株式会社本店
株主名簿管理人	該当事項なし
取次所	該当事項なし
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	該当事項なし
株主名簿管理人	該当事項なし
取次所	該当事項なし
買取手数料	該当事項なし
公告掲載方法	松山市において発行する愛媛新聞
株主に対する特典	松山ゴルフ倶楽部会員の資格を取得できる

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類	事業年度 (第64期)	自 令和 2 年 1 月 1 日 至 令和 2 年12月31日	令和 3 年 3 月29日 四国財務局長に提出
(2) 半期報告書	(第65期中)	自 令和 3 年 1 月 1 日 至 令和 3 年 6 月30日	令和 3 年 9 月30日 四国財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書

令和4年3月30日

松山観光ゴルフ株式会社
取締役会 御中

水野公認会計士事務所

愛媛県松山市

公認会計士 水 野 邦 洋

監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松山観光ゴルフ株式会社の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松山観光ゴルフ株式会社の令和3年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価

の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。